

## 令和7年12月（第4回）定例会 総務財政委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第105号アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件外2件について、付託されました総務財政委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第105号、第108号及び第109号の3件について全会一致をもって、本日お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に審査の概要について申し上げます。

議案第108号字部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件です。

本案は、住登外者宛名番号管理機能の実装並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の制定の趣旨を踏まえ、所要の整備を行うものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、住登外者宛名番号の管理機能についてただしたところ、令和8年2月に稼働する基幹系標準準拠システムに新たに実装されるものである。これにより市の住民基本台帳に記載のない者の情報を当該管理機能で一元管理することとなり、業務の効率化と正確性の向上が図られるとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、議案第108号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案については、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いしまして、総務財政委員会の報告を終わります。